

政令第二十九号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三号中「千葉県成田市」を「千葉県千葉市及び成田市」に、「及び」を「並びに」に改める。

第九号を第十号とする。

第八号中「福岡県福岡市」を「福岡県北九州市及び福岡市」に改め、同号を第九号とする。

第七号の次に次の一号を加える。

八 広島県及び愛媛県今治市の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国家戦略特別区域として、広島県及び愛媛県今治市の区域等を追加する必要があるからである。